

平成 29 年度米子市同和対策審議会

日時 平成 30 年 3 月 28 日 (水)

場所 米子市役所本庁舎 3 階 第 2 応接室

議事 同和対策事業に係る個人給付的事業の見直し諮問の取り下げについて
部落差別の解消の推進に関する法律について (報告)

出席者 委員 (8 名)

田後委員 (会長)、木村委員 (副会長)、河津委員、杵村委員、小林委員、佐貫委員、
高橋委員、本池委員、(欠席 内田委員、梅林委員、雑賀委員、福景委員)

米子市

長井部長、宮松課長、藤野主査、景井課長補佐、隠樹主幹

傍聴者 2 名

発言者	内容
景井課長補佐 伊澤副市長	<p>審議会の開催の成立</p> <p>本日は、年度末の大変お忙しい中、米子市同和対策審議会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様方には、平素より、本市の人権施策の推進にご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日は、平成 28 年 3 月 29 日にご審議いただいた本市の「同和対策事業にかかる個人給付的事業の見直し」についての諮問を取り下げさせていただきます。</p> <p>さまざまな意見をいただいた中で、明確な根拠を示す資料の作成に至らず、本日まで審議会を開催することができませんでしたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>このほか報告といたしまして、平成 28 年 12 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」について関係者の長年の念願であった部落差別の解消に向けた法律が制定されたということで、画期的なものであると考えています。</p> <p>この法律の趣旨を踏まえた当面の本市取り組みといった考え方も事務局から報告させていただきます。重ねて申し上げるまでもないことですが、部落差別を巡る問題というのは、今なお、現実の問題として存在しており、これを基本に置いた取り組みが必要だと考えております。差別の実態に目を背けることなく、本市としても部落差別のない社会を実現するということが人権問題の解決の基本にあるべき問題だとそのように考えて、取り組みを進めて参りたいと考えているところであります。皆様方に措かれましても、本市の今後一層の取り組みに引き続き、格段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p>
景井	議事録作成のための録音の了承
委員	委員紹介 会長・副会長選出 事務局案「異議なし」 田後会長、木村副会長の承認

田後会長	<p>私も昨年の6月から米子市社会福祉協議会の会長を仰せつかり、この会に出席させていただくのは、初めてでございます。そういう意味で、皆様にご迷惑をかけるかと思いますが、誠実に務めさせていただきたいと思っておりますので、協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、日程に従いまして議事を進行したいと思います。</p> <p>はじめに、この会議の公開、非公開について皆さんにお確認したいと思います。米子市情報公開条例では、第7条に定める非公開情報に該当するものがなければ、審議会等の会議は原則として公開するものでございます。本日の会議は、非公開情報に該当する事項はございませんので、公開とさせていただきます。</p>
景井	<p>それでは、副市長が「同和対策事業にかかる個人給付的事業の見直しの諮問の取り下げ」をいたします。</p> <p>会長様、恐れ入りますが、副市長がそちらに参りますので、お席の近くにお立ち下さい。</p>
副市長	<p>資料配布（各委員、傍聴者、新聞社）</p> <p>米子市同和対策審議会会長様、米子市長伊木隆司</p> <p>同和対策事業にかかる個人給付的事業の見直し諮問の取り下げについて 貴審議会に諮問した「同和対策事業にかかる個人給付的事業の見直し」（平成28年3月29日）につきましては、下記の状況等を踏まえて、諮問を取り下げます。</p> <p>（取り下げの理由）</p> <p>個人給付的事業の方向性について、その後、関係団体と意見交換を重ねる中で、貧困の状況に関する資料などを基に、今後も協議を行っていくことについて共通認識が得られました。</p> <p>なお、この諮問の取り下げは、本市の同和対策事業に係る個人給付的事業の見直しの方針を変更するものではありません。</p> <p>また、本市は、平成28年12月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、部落差別は現存し、許されないとの認識のもと、部落差別をなくすために必要な施策をさらに強力に推進してまいります。以上でございます。</p> <p>（副市長から会長に手渡し、副市長退席）</p>
田後会長	<p>次第4番の「副市長諮問取り下げ」がございました。次に次第5番の「報告」に移りたいと思います。「部落差別の解消の推進に関する法律」について、事務局の説明をお願いします。</p>
宮松課長	<p>それでは、5番の報告の「部落差別の解消の推進に関する法律」について、法律の概要と法律施行を受けた米子市の取組について説明させていただきます。</p> <p>そうしますと第1条の目的についてですが、この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を</p>

推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年12月16日に施行されました。

部落差別の問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。

残念ながら、今もなお、部落差別により結婚が妨げられるなど、偏見に基づく差別が存在し、インターネット上に差別を助長するような情報が掲載されるといった問題も発生しています。

平成29年度においては、県内でもインターネットにおける差別書き込み、不動産業者による同和地区の問合せ、差別ハガキ、差別貼り紙などの事案が発生しております。

次に、法律の第3条では、国は、部落差別の解消に関する施策を講ずること、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるよう、国、地方公共団体の責務が明記されました。

その上で、具体的な施策として、第4条では、国は、相談に的確に応ずるための体制の充実を図ること、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めること、第5条では、国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うこと、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、必要な教育及び啓発を行うよう努めることが規定されています。

また、第6条では、国が地方公共団体の協力を得て行う部落差別の実態に係る調査について規定されています。

部落差別解消法の施行を受けて、米子市では、部落差別の解消を図る啓発などの取組や検討を行ってきました。

平成29年度については、広報よなご、市のホームページ、人権問題啓発誌などの広報媒体や、同和問題をはじめ様々な人権問題の正しい知識・理解を深めていただくために、自治会単位で開催をお願いしております人権教育地域懇談会、各講演会や講座など様々な機会を通して市民の皆さんに法律施行の周知を行うとともに、人権教育地域懇談会への参加者の伸び悩みなど取組を推進して行く上での課題解決のため、参加を促しやすい参加型学習（ワークショップ形式）の手法の検討などを行っているところでございます。

また、鳥取県、県内市町村、関係団体等で構成されています鳥取県同和对策協議会に参加し、部落差別解消のための具体的施策の検討も行っているところです。

次に部落差別に関する相談については、現在のところ隣保館職員、人権政策課職員で対応し、必要に応じて法務局等と連携しているところですが、改めて、同和問題の相談窓口を広報よなご、米子市ホームページに掲載し、周知を図りました。

今後につきましては、部落差別解消法の趣旨を踏まえ、職員のスキルアップに向けた研修の実施や法務局等との連携強化により相談体制の充実を図っていくこ

ととしております。

なお、第6条で規定されている部落差別解消法により国が地方公共団体の協力を得て行う「部落差別の実態に係る調査」については、現在、国において、内容や手法が検討されている状況です。

現時点では、具体的な内容は明らかになっていませんが、国の実施する調査に本市としても、できる限り協力していくこととしております。

米子市では、これまでも同和問題の解決を市政の重要課題として位置づけ、様々な取組を行ってまいりました。

この法律の趣旨も踏まえ、引き続き、部落差別の解消に向けた取組を強力に推進してまいります。

委員の皆様には、現在、作成作業を進めております、昨年9月に実施いたしました人権問題市民意識調査に関する報告などを議題とした、審議会を開催させていただきまして、部落差別解消法を踏まえた、教育、啓発などの新たな施策展開についてご提案、ご意見をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

意識調査の実施状況については、この後「その他」の項目で説明させていただきます。簡単ではございましたが、説明は以上です。

田後会長

ただいまの宮松課長から平成28年12月16日に施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」についてご説明がございましたが、委員様からご質問等がございましたら、お願いいたします。

ないようですので、日程に従いまして、次第6番の「その他」について、事務局から何かありますか。どうぞ。

藤野主査

「米子市人権問題市民意識調査」について説明させていただきます。

昨年の9月に「人権問題市民意識調査」を実施いたしました。

今回は実施の概要について、説明させていただきたいと思っております。

最初に調査目的ですが、本市では、昭和62年から概ね5年ごとに「米子市人権問題市民意識調査」を実施しており、前回は平成24年に実施し、前回までで計7回実施しています。平成17年の旧米子市・旧淀江町の合併後は、平成19年と平成24年に実施しておりまして、今回が3回目となります。この調査は、人権問題に関する市民の皆様意識の現状を把握することによって、人権問題の解決に向けて取り組んできた成果と課題を明らかにし、本市が策定しております「米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン」を効果的に推進するための基礎資料として活用することを目的として実施しているものでございます。

次に設問項目と設問数については、表のとおり

表

設問項目及び設問数

設問項目	設問数
(1)人権全般	5
(2)同和問題に関する人権	6
(3)外国人に関する人権	2

- (4)障がい者に関する人権 2
- (5)男女共同参画に関する人権 2
- (6)子どもに関する人権 2
- (7)高齢者に関する人権 2
- (8)病気にかかわる人に関する人権 2
- (9)犯罪被害者等の人権 1
- (10)性的マイノリティ（少数派）の人権 2
- (11)生活困難者の人権 1
- (12)刑を終えて出所した人等の人権 1
- (13)情報に関する人権 2
- (14)北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する人権 1

でございますが、前回調査から平成24年の人権施策基本方針の改訂によりまして、新たに人権課題に加えました(9)犯罪被害者等の人権、(10)性的マイノリティ（少数派）の人権、(11)生活困難者の人権、(12)刑を終えて出所した人等の人権を調査項目に加えております。今回、新たに加えたのは、(14)北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する人権をあらたに調査項目に加えております。

次に調査対象でございますが、米子市住民基本台帳から、15歳以上80歳未満の市民3,500名を無作為抽出して、調査を行いました。

次に、調査方法は郵送による配布及び回収とし、調査票は無記名で提出していただいております。

昨年9月に調査標を回収した後、10月に回答結果の集計をいたしまして、回収結果ですが、

- (1)有効回収数 1,195人
- (2)有効回収率 34.5%

ございました。その後11月から2月にかけて回答結果の分析、調査報告書の作成、そして米子市人権・同和問題協議会等の市の関係者などで、お集まりいただき、検討会を開催いたしまして、調査結果について検討していただいております。結果の公開については、今後4月以降に人権施策推進会議、これは本市の部長級以上で構成されるメンバーが委員になっておりますが、こちらに報告等をしたのちに市民の皆様にはホームページなどに掲載し、関係機関の皆様には調査報告書を配付させていただきたいというふうに考えています。簡単ではございますが、説明については、以上でございます。

田後会長

ただいまの藤野主査から「米子市人権問題市民意識調査」についての説明ございました。これについて、委員さんからご質問、ご意見があればお願いいたします。最終的な公開時期は、いつ頃になりますか。

A委員

藤野

来月の4月には、公開と調査報告書の配付をさせていただきたいと考えています。

田後会長

他に委員さんから何かご質問、ご意見はありますか。

B 委員	同和対策審議会の進め方について伺いたいのですが、たとえば一昨年3月に審議会を開催いたしました。その中で最終的に市当局の方から次回は、委員会で出された質問や課題を検討して4月ないし5月には開催いたしますというような回答だったのですが、それが今日まで延びましたということですが、中間的に4月、5月が過ぎた時点で、委員の皆さんに書面でも結構ですので、こういう経過で開催できませんでしたというようなことをしてもらいたいのですが、出来なかったのかと思う次第です。
長井部長	ご指摘ありがとうございます。私どもも反省しております。次の開催に向けましての関係団体と協議を行ううえでの調査資料が十分に出来なかったという中で、委員皆さんに状況が伝えきれなかったという事は十分反省しながら、今後の審議会に活かしていきたいと思っております。委員の皆様には今後ともよろしくお願ひします。
田後会長	だいぶ空白期間があったように聞いています。ありがとうございます。その他、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。事務局から他に何かありますか。
宮松	特にございません。
田後会長	ないようでございますので、以上をもちまして議事を終了いたします。ご協力ありがとうございます。
景井	田後会長様また委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。以上で米子市同和対策審議会を閉会いたします。お気をつけてお帰りください。